

富士宮市立保育園等保育業務支援システム導入及び運用業務仕様書

1 業務名

富士宮市立保育園等保育業務支援システム導入及び運用業務

2 業務の目的

本業務は、富士宮市立保育園等（以下、「保育園等」という。）への保育業務支援システム（以下、「システム」という。）の導入により、保育園等を利用する保護者（以下「保護者」という。）の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

3 業務の方針

本業務は以下の方針でシステム選定等作業を行うこと。

- (1) 保育園等職員の業務負荷軽減に役立つシステムであること。
- (2) 保護者や保育園等職員の利便性・操作性などを考慮した、直感的に操作できるシステムであること。
- (3) 保育制度の改正等に対応できる拡張性の高いシステムであること。
- (4) 5年間以上に渡り、安定した利用が可能であること。

4 業務の範囲

- (1) クラウド環境で利用できるシステムの提供
- (2) システム導入研修会の実施
- (3) 各種操作マニュアルの提供
- (4) 運用及び保守の実施

5 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

- (1) システム導入については契約締結日の翌日から令和7年12月末までを目途に実施し、令和8年2月に本格稼働とする。
- (2) 契約期間満了後の運用等
 - ア 本委託期間満了後5年間は、各年度当初に、受託者と別途保守委託契約を締結することにより、システムの運用を継続する計画であるため、少なくとも5年間は運用・保守が継続できることを条件とする。
 - イ 次年度以降の運用保守契約において、業務の一部を再契約する場合は、受託者と再契約先との事情によりシステムの運用・保守が継続できなくなることの無いよう、受託者が全責任を負うものとする。

6 事業スケジュール

スケジュールは下記を想定すること。また、導入期間中は、初期費用以外のランニングコスト（アカウント費用）の負担は受託者が負担するものとし、ランニングコストは、運用を開始する令和8年1月分から発生するものとする。

時期	実施内容
令和 7 年 6 月	契約締結
令和 7 年 7 月～12 月	導入および試験運用準備
令和 8 年 1 月	運用開始
令和 8 年 2 月	保護者利用開始

7 履行場所

別表 1「対象保育園等一覧」のとおり

8 システム要件

(1) 概要

ア 過去 5 年間に公立こども園、公立保育園等を運営する他の地方公共団体 5 団体以上への導入・運用実績があるシステムであること。

イ 公営及び民間の保育施設において、1,000 施設以上への導入・運用実績があるシステムであること。

※ ア、イでの導入実績は、保育業務を総合的に支援するシステム（例、登降園管理、連絡帳、お知らせ配信等を一体的に実施）の有償での実績とし、機能単体システム（例 午睡チェックシステムのみ等）の実績は含めない。

ウ プッシュ通知が可能なシステム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーション（対応 OS:iOS、Android 共）を提供すること。

エ 職員用システム及び保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で 1 年以上の運用実績があること。

オ 個人情報とは運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。

尚、クラウドサービスのシステムは国内のデータセンターにあり、日本の法律が適用されること。

カ システムやデータはデータセンターで管理し、情報漏洩や改ざんの防止、個人情報の管理に関して必要なセキュリティ対策をとること。

キ 各保育園等の端末及び保護者アプリからインターネット回線でシステムが利用できること。

ク 以下の動作環境で正常に動作するシステムであること。また、ブラウザ・OS の最新版がリリースされた際は、迅速にバージョンの変更に対応できるようにすること。

No.	利用者	端末	要件	
			ブラウザ	OS
1	保育園等職員	PC	Google Chrome 最新版 Microsoft edge 最新版	Windows10 以降

		タブレット	※今後別途調達予定のため、システム利用に推奨される端末の製品名を指定様式に記載すること。
		スマートフォン	
2	保護者	スマートフォン	動作が保証される OS 及びブラウザを提示すること。

ケ 24 時間 365 日サービス提供が可能で、稼働率 99 %以上を確保していること。また、システム保守等のための運用停止時間が必要な場合は、停止 3 営業日より前に公開すること。

コ 定期的にバージョンアップ(機能拡張)を図る ASP サービスの形態で提供すること。また、ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。

サ 園児数や職員数が増加しても追加の費用が発生しないこと。

シ ユーザーID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、保育園等が利用するアカウントの権限管理（保育園等管理者・職員）が設定できること。

ス 特定の権限を有する保育支援課専用の特権アカウントを利用し、保育園等をまたいだ統合的な管理ができること。

(2) ネットワーク

ア 保育園等及び保育支援課で利用する機能は、LTE と 5G が両方利用可能なモバイル回線を利用したインターネット接続により利用できること。ネットワーク環境（ネットワーク機器及び通信費等を含む。）及び利用者端末は別途調達する。

イ 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。

ウ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

エ システム上で利用する端末が貸与以外の方法しか対応しない場合は、必要な台数を受託者が用意する。また、システムへの接続についても受託者側が設定、費用を負担すること。

9 機能要件

- (1) 別紙「保育業務支援システム機能要件一覧」の機能を提供できること。
- (2) 指導計画・保育日誌等の帳票は市が別途示す様式を参考に可能な限りシステム上で再現すること。また、再現に必要な費用は、初期費用に含めること。

10 セキュリティ要件

- (1) アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。

- (2) システムと利用者（各保育園等及び保護者）間の通信は暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- (3) 役職や担当クラスに応じた閲覧・操作権限の設定等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- (4) 保護者は、各保育園等が認めた利用者以外は利用不可とし、利用者であっても、所属する保育園等で取り扱う情報及び自身の子供の情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。（写真は除く）
- (5) 受託者は、ISMS またはプライバシーマークの認証を取得していること。
- (6) 使用するクラウドサービスの基盤は、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）のクラウドサービスリストに登録されていること。
- (7) 保育所及び保育支援課が使用する IP アドレス以外によるシステムへのアクセス制御を行えること。
- (8) システムの脆弱性診断を定期的実施すること。

1 1 バックアップ要件

- (1) 管理するデータが消失しないよう、サーバのバックアップを 1 日 1 回以上取得し、7 世代以上保持すること。
- (2) 取得したバックアップは稼働中のシステムおよびデータと同時に破損しないよう、別の媒体にて管理すること。
- (3) バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。

1 2 導入支援要件

- (1) 契約後、システム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、市の承諾を得ること。
- (2) 市専用のサポート体制を構築すること。導入及び運用支援の担当者を設け、導入後も、進捗確認や進捗状況に応じたフォロー等を行うこと。
- (3) 導入担当者は、実績として運用対応 1 年以上の地方公共団体へのシステムの導入に精通した者が務めること。
- (4) 機能毎の研修以外に、事例を交えた効果的なシステムの活用方法や保育の質向上に繋がるオンライン研修等有効なサポートを行うこと。
- (5) その他、導入にあたり、職員が実施する作業の支援を行うこと。

1 3 操作研修要件

- (1) システムについて、以下のとおり研修を実施すること。

項目	内容
研修内容	システムの概要説明、操作説明、運用・保守に関する説明、 その他必要な事項
研修対象者	保育園等の職員

研修回数	集合研修 2 回＋各保育園等での訪問研修 1 回又は動画研修 1 回以上
研修時間	各回 2 時間程度
研修場所及び 研修方法	対面（会場の準備は市が行う）又は動画もしくはオンラインにより行う。

- (2) 地方公共団体へのシステム導入及び保育業務に精通した者であり、実績として運用対応 1 年以上の者が講師を務めること。
- (3) 研修の日程及び時間帯は、市と協議し実施すること。
- (4) システムを使用する全職員を対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を市の指定する場所で行うこと。
- (5) 受託者が必要と考える内容が他にある場合は、それも併せて提案すること。
- (6) システムの効果的な活用方法や他の事例を共有するため、オンライン等の方法によるシステムの活用セミナー又は研修動画の提供をすること。また、12(1)のシステム導入会議の開催時に、本契約で対象とする機能ごとの研修動画を提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

1 4 操作マニュアル要件

システムについて、以下のとおり操作マニュアルを提供すること。

- (1) 運用 1 ヶ月前までに操作マニュアルを作成し、市に提出すること。
- (2) 操作マニュアルは、いつでも閲覧およびダウンロードができるようにすること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- (3) 操作マニュアルは、できるだけ専門用語を使わず、ICT 機器に不慣れな者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ画面を用いて分かりやすく説明すること。
- (4) 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、閲覧ができるようにすること。

1 5 保守・サポート要件

- (1) 職員向けのヘルプデスクを設置すること。ヘルプデスクの対応は土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く、平日の午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの受付に対応すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、市と協議の上、対応すること。
- (2) 保護者向けヘルプデスクを設置すること。保護者アプリ内に問い合わせフォームが設置されており、直接事業者にお問い合わせができること。
- (3) ヘルプデスクは固定電話・携帯電話・電子メールからの問い合わせを可能とし、専属オペレーターが対応すること。
- (4) ヘルプデスクとは別に導入及び運用支援担当者を配置し、継続的かつ能動的なサポートを提供すること。

- (5) 電子メール及び問合せフォームによる問い合わせは 24 時間受付すること。
- (6) 利用端末のOSやブラウザ等のバージョンアップに随時対応しシステムが利用可能な状態を維持すること。
- (7) システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的実施すること。係る費用は本契約に含むものとする。
- (8) 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。
- (9) 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。障害が発生した場合には速やかに市に報告し、早期復旧を図ること。
- (10) その他保守・サポートについて必要有効な提案があれば併せて提案すること。

1 6 留意事項

- (1) 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備しているものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他社への漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入された本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者において無償で修復等の作業を行うこと。
- (5) 受託者は、個人情報保護法をはじめとする、関係法令、規則を熟知したうえで遵守すること。
- (6) 仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

別表 1 対象保育園等一覧

No.	施設名	住所	定員	在園人数 (R7. 4. 1 時点)
1	富士根保育園	富士宮市小泉 2095-5	120	119
2	大岩明倫保育園	富士宮市大岩 1551-7	90	92
3	大富士保育園	富士宮市万野原新田 3313	90	69
4	北山保育園	富士宮市北山 1377-1	90	46
5	上井出保育園	富士宮市上井出 1310-15	55	21
6	白糸保育園	富士宮市原 1150-1	35	11
7	山宮保育園	富士宮市山宮 1720-3	90	61
8	大宮保育園	富士宮市元城町 1-1	150	120
9	井之頭保育園	富士宮市猪之頭 227-1	35	11
10	西保育園	富士宮市中里東町 290	120	69
11	明星保育園	富士宮市黒田 4	90	67
12	栗倉保育園	富士宮市栗倉 899-7	90	72
13	柚野保育園	富士宮市上柚野 69	30	12
14	児童発達支援センター あすなろ園	富士宮市万野原新田 3018 番地の 6	30	18